

## 5 生活保護関係予算について

### (1) 三位一体の改革における生活保護費負担金の見直し

三位一体の改革における生活保護費負担金の見直しについて、平成15年末の「生活保護費負担金の見直しについては、・・・地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する」との政府・与党合意を踏まえ、政府内及び地方団体関係者等と協議を行った。厚生労働省としては、生活保護制度を経済的給付に加えて自立・就労支援策を実施する制度に転換し、合わせて地方自治体の裁量の幅を拡大し、地方自治体に一層の役割・責任を担っていただくことに伴い、生活保護費負担金の見直しを提案したところであるが、平成16年11月に政府・与党の間で以下の合意がなされたところである。

生活保護費及び児童扶養手当に関する地方団体関係者との協議機関の構成員や進め方については、関係省庁と協議を行った上で速やかに決定し、できる限り早く検討を開始することとしたいと考えており、その状況については随時情報提供してまいりたい。

三位一体の改革について（平成16年11月26日政府・与党合意）

生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

### (2) 生活保護関係予算

#### ア 保護費負担金の確保

保護費負担金の平成17年度予算（案）については、老齢加算や母子加算、多人数世帯の保護基準の見直し、医療扶助の適正化等に加え、自立支援プログラムの導入による生活保護受給者の自立・就労支援等、生活保護の適正実施に取り組むことを踏まえつつ、現下の雇用経済情勢や高齢化の進展等の影響を受け、被保護人員が増加していることを総合的に勘案し、対前年度1,826億円増の1兆8,933億円を計上しているところである。

(参考) 平成17年度予算(案)の状況

	16' 予算	17' 予算(案)	増△減額
保護費負担金	1兆7,107億円	1兆8,933億円	1,826億円

#### イ セーフティネット支援対策等事業費補助金

三位一体改革に関連し、既存の生活保護費補助金、在宅福祉事業費補助金のうち地域福祉推進等事業費及び地方改善事業費補助金のうちホームレス対策事業費を統合し、地方自治体が生活保護受給者のほか、地域社会の支えを必要とする要援護者に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施できるよう、「セーフティネット支援対策等補助金」を新たに創設することとしたところである。

これら要援護者向けの補助金を統合・再編することにより、地域の実情に応じて、被保護者や低所得者等に対する必要な事業を自由に組み合わせ、要援護者全般に一貫した施策を推進できることとなるとともに、事業を大括り化することにより、対象事業内での弾力的な運用が可能となるものである。また、交付要綱が一本化されることにより、事務手続きの簡素化も図られることとなる。

地方自治体におかれては、本補助金の積極的な活用により、地域社会のセーフティネット機能の整備・強化を図られたい。

### (3) 生活保護関係予算の執行

#### ア 生活保護費負担金

生活保護費負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、状況を把握している各自治体より報告された所要見込額に基づきおこなっているところである。

平成16年度においては、保護人員の増加等に伴う保護費の増加額を補正予算において確保したところであり、各自治体に対しては、所要見込額に基づき算出した額を交付することとしている。

平成17年度においても、四半期ごとを目途に所要見込額を把握することとしているので、各自治体においては、常に保護動向等の把握と分析を行い、適切な所要見込額の報告に努めるとともに、予算の適正な執行とこれに必要な財源措置を講ずるようお願いしたい。

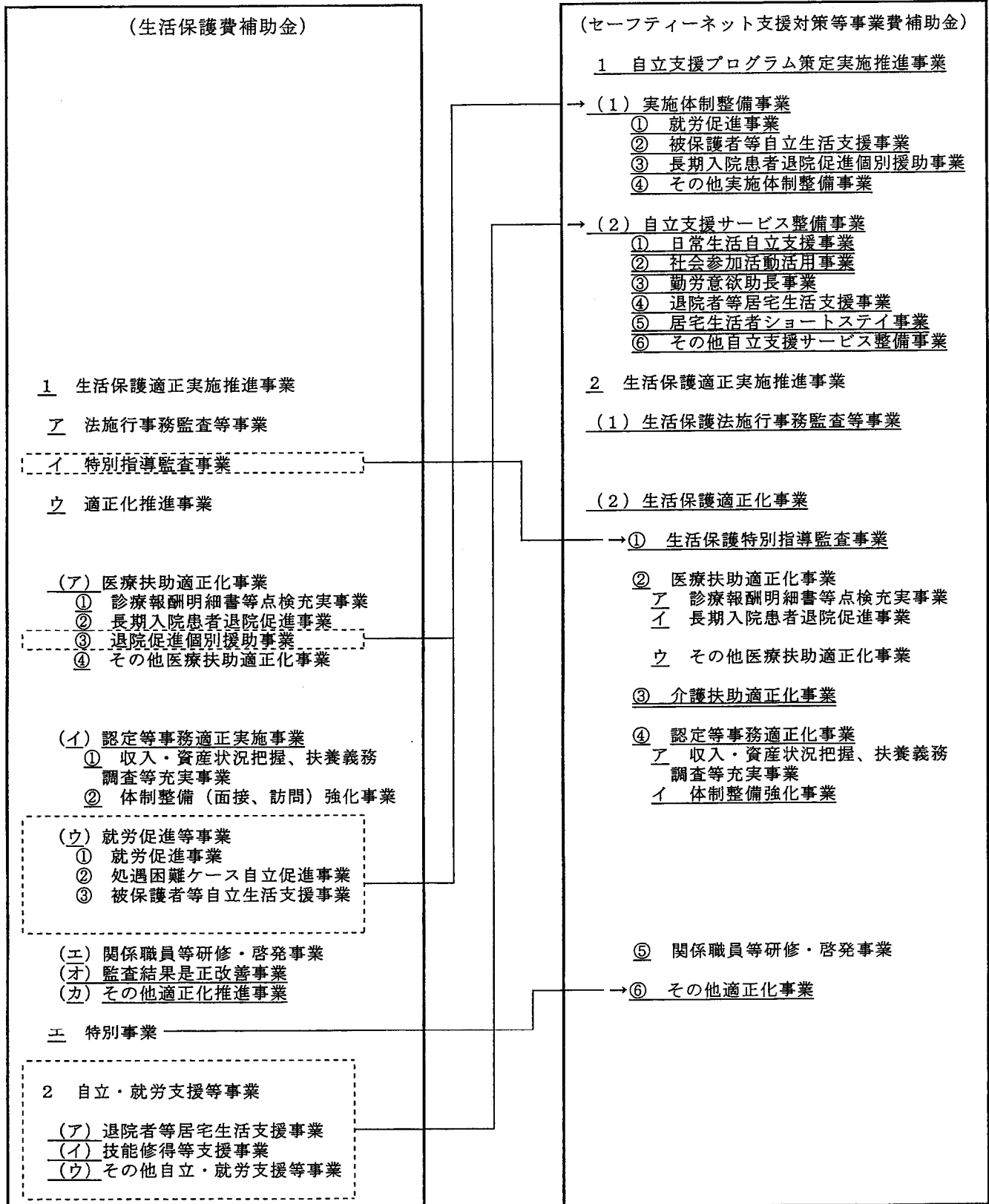
#### イ セーフティネット支援対策等事業費補助金

平成17年度より、地方自治体が生活保護世帯のほか、地域の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化するため、生活保護費補助金と他の補助金を統合し、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を創設することとしている。

現在、生活保護費補助金で補助を行っている事業は、統合後も引き続き（別紙）のとおりセーフティネット支援対策等事業費補助金において補助対象とすることとしている。

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る事業実施要綱及び補助金交付要綱は、別途示すこととしているが、平成17年度から新たに導入する「自立支援プログラム策定実施推進事業」は、優先的に補助することとしているので、各自治体においては、当該補助金を有効に活用し、積極的に取り組んでいただきたい。

セーフティネット支援対策等事業費補助金（生活保護費補助金関係）について（案）



- ※1 ≡ は、新規に創設する事業である。
- ※2 各事業の補助率について
- 1 自立支援プログラム策定実施推進事業
- (1) 実施体制整備事業 → 10/10 (定額)
- (2) 自立支援サービス整備事業 → 1/2
- 2 生活保護適正化事業
- (1) 法施行事務監査等事業 → 1/2
- (2) 適正化事業 → 10/10 (定額)

## 6 行政事件訴訟法の改正等について

### (1) 行政事件訴訟法の改正

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）が改正され、保護に関する処分及び裁決において、以下の①から③までの事項を、書面で教示しなければならない旨定められたところである。

① 取消訴訟の被告とすべき者

② 取消訴訟の出訴期間

③ 審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

については、保護決定通知書等の様式の変更等について所要の措置をとるよう、管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

### (2) 保護の処分等に関する訴訟の取扱い

第1号法定受託事務である保護の処分等について、地方公共団体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に基づき、直ちに、その旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないところである。

については、保護の処分等に関する訴訟が提起された場合は、直ちに、当課に連絡するとともに、必ず、法務局（地方法務局）に報告するよう、管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

## 7 保護施設の整備及び運営

### (1) 保護施設の整備

救護施設については、在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設として需要が増大しており、特に、いわゆる社会的入院患者の解消という観点からも、退院患者の受入先としての役割に期待が寄せられている。

また、近年の雇用・経済状況を反映し、特に都市部においてホームレスが増加し、その支援の一環として、更生施設や宿所提供施設における対応が求められている。

については、平成17年度の保護施設の整備に当たっては、地域における保護施設の必要性を的確に把握し、計画的整備に取り組まれない。

なお、平成17年度における保護施設の施設整備については、従前どおり社会福祉施設整備費補助（負担）金により実施することとしている。

### (2) 保護施設の運営

#### ア 入所者に対する居宅生活への移行支援等

救護施設及び更生施設については、生活扶助を行う機能に加え、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用されることが期待されている。

このようなことから、保護施設通所事業や救護施設居宅生活訓練事業に積極的に取り組み、入所者の居宅生活への移行が促進されるよう、救護施設、更生施設及び実施機関への働きかけを行いたい。

なお、平成17年度予算（案）において、居宅で生活する被保護者に対し、居宅生活の継続を支援する「救護施設居宅生活者ショートステイ事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金のうち、自立支援プログラム策定実施推進事業の一事業として新たに加えることとしたので、当該事業についても積極的に取り組まれるよう、お願いしたい。

○ 救護施設居宅生活者ショートステイ事業

一時的に精神状態が不安定になることのある居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、もって当該者の居宅生活の継続を支援する。

イ 保護施設への適切な入所

保護施設については、常に入所者一人一人の状況把握に努め、居宅での保護や他法の専門的施設での受入が可能な者についてはこれを優先するなど、当該施設への入所が適切か否かを検討し、必要に応じ入所先の変更を行うなど、より適切な処遇が確保されるよう、管内福祉事務所を指導されたい。

## 8 災害対策等について

### (1) 災害救助法等の運用について

#### ア 災害救助に係る実施体制の整備

##### ① 都道府県における体制

都道府県においては、特に次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局の役割の明確化を図り、災害救助法の適用の決定や応急救助の実施方針の策定等を迅速に行われたい。

- a 災害救助法の適用の決定については、担当部局長は災害救助法の趣旨を十分理解し、速やかに知事等の裁決を仰ぎ、その適用の適否を判断すること。
- b 災害救助法の適用の判断に際しては、災害によっては、被害住家数のみに拘泥することなく、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれの有無についても十分考慮すること。
- c 適切な災害救助法の適用が行われるためには、災害発生又はそのおそれがある場合に、速やかに被害状況を把握することが必要であるが、市町村との間の連絡体制が不十分である都道府県が見受けられることから、早急に連絡体制について確認するようにされたい。
- d 災害救助法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から本省に対してもその内容について逐次情報提供すること。
- e 応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者への対応については、社会福祉施設への入所対象者は社会福祉施設に緊急入所していただくとともに、それ以外の者は社会福祉施設の空きスペースを福祉避難所として活用したり、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能である。今年度、多発した自然災害の経験を踏まえ、都道府県においては、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備をお願いする。また、こうした対応については、市町村に対しても周知を図られたい。



- f 応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。

## ② 市町村への助言

災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、特に次の事項に留意しつつ、管内市町村に対し実施体制の整備につき、適切な助言を行われたい。

- a 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制を確保すること。
- b 災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。
- c 災害発生後、混乱した状況下においても的確に把握できる体制を整えるとともに、迅速に都道府県へ報告すること。
- d 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画および関係規定の点検を図ること。
- e 高齢者や障害者等の災害時要援護者に対しては、災害時に特別な配慮が必要なことから、具体的な支援が講じられるよう体制整備を図ること。なお、内閣府に「集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」が設置され、3月中に報告書が取りまとめられる予定なので、要援護者に対する対策の参考にされたい。

## ③ 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市町村が災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために創設されたものである。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

また、今年度多発した自然災害の経験を教訓として、例えば災害時要援護者支援マニュアルの作成等についても補助対象としているので、ご承知おき願いたい。

なお、これまで本事業は生活保護費補助金の事業として実施してきたが、平成17年度よりセーフティネット支援対策等事業費補助金の一つの事業として実施される予定なのでご承知願いたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金 (災害救助対策等事業)

ア 実施主体 都道府県

イ 補助率 1/2

ウ 具体的な内容

① 市町村災害救助関係職員研修会等

- ・ 研修会、連絡協議会
- ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

④ 都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金法の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月に予定しているため、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

イ 災害救助基準等

① 一般基準

災害救助法の救助の程度、方法、期間等について、災害救助基準が定められているところである。平成17年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行うとともに、下記の内容を新たに盛り込み、3月

末に告示する予定であるが、詳細については、可能な限り早期にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

a 応急仮設住宅については、被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借り上げによる設置についても対象とする。

b 学用品の給与について対象範囲を高校生まで拡大する。

## ② 特別基準

災害救助法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合に、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合は、速やかに本省に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

(今年度の例)

- ・救助期間の延長、救助単価のアップ
- ・旅館・ホテル等の借り上げによる避難所としての活用
- ・寒冷地、積雪対策を講じた仮設住宅の設置 等

## ③ 住宅の応急修理

住宅の応急修理については、新潟県中越地震等において、円滑な運用を行ってきたところであるが、後日、参考資料として新潟県における応急修理の実施要領を送付するので、今後の運用について参考にされたい。

## ウ 災害弔慰金等

### ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体と

の間で連絡を密に取られるよう、管内市町村に対して周知願いたい。

## ② 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、被災者生活再建支援制度など被災者に対し、その生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

(参考) 平成16年度に災害救助法を適用した災害 (平成17年2月現在)

災害名	都道府県	適用市町村数	適用日	適用時の被害状況
新潟・福島 豪雨	新潟県	三条市 他6市町村	7月13日	・住家に多数の被害が生じたこと。 ・孤立地域が発生し、被災者の救出に特殊な技術が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第2号、第3号後段)
福井豪雨	福井県	福井市 他4市町	7月18日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号、第2号)
台風10号 及びその後の豪雨	徳島県	上那賀町 他1村	7月31日	・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となったこと。 ・被災者の救出に特殊な技術が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第4号)
台風15号 と前線に伴 う大雨	愛媛県 高知県	新居浜市 大川村	8月17日 8月17日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号) ・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、食品の給与等に特殊な補給方法が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第4号)
台風16号	岡山県	岡山市 他8市町	8月30日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号、第2号)

	香川県	高松市 他 1 2 市町	8月30日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号,第2号)
	愛媛県	大洲市	8月30日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
	宮崎県	高岡町 他 1 村	8月30日	・住家に多数の被害が生じたこと。 ・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第1号,第4号)
台風18号	広島県	呉市 他 1 町	9月7日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
台風21号	三重県	津市 他 4 市町村	9月29日	・住家に多数の被害が生じたこと。 ・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となったこと。 ・被災者の救出に特殊な技術が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第1号,第4号)
	兵庫県	上郡町 他 1 町	9月29日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
	愛媛県	新居浜市 他 3 市町	9月29日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
台風22号	静岡県	伊東市	10月9日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
台風23号	岐阜県	高山市	10月20日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
	京都府	舞鶴市 他 6 市町	10月20日	・住家に多数の被害が生じたこと。 ・食品の給与等について特殊の補給方

				法が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第1号,第3号後段)
	兵庫県	洲本市 他 17 市町	10月20日	・住家に多数の被害が生じたこと。 ・孤立地域が発生し、被災者の救出に特殊な技術が必要となったこと。 ・食品の給与等について特殊の補給方法が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第1号,第2号,第3号後段)
	徳島県	鳴門市 他 3 市	10月20日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
	香川県	高松市 他 8 市町	10月20日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号,第2号)
	宮崎県	北川町	10月20日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
新潟県中越地震	新潟県	小千谷市 他 53 市町村	10月23日	・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれを生じたことから、避難して継続的に救助が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第4号)

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」と言う）については、平成16年9月17日に施行されたところである。

当課においては、国民保護法のうち救援（収容施設への供与、炊き出し等）について担当することとなっているので改めてお知らせするとともに、関係部局に対しても周知願いたい。

① 国民保護救援基準の改定

平成17年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改訂作業を行い、3月末に告示する予定であるが、詳細については事前にお知らせすることとしている。

② 都道府県国民保護計画

今後各都道府県におかれては、平成17年度中に国民保護計画を策定することとされているが、この計画策定の参考となるよう、総務省消防庁が当省を含め関係省庁分を取りまとめて、都道府県モデル計画を公表することとしているので、国民保護計画策定に当たっては参考とされたい。

③ 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護の救援に関するマニュアル作成事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の一つとして実施することとしたので、活用されたい。

(参考) 国民保護（救援）関連対策事業の概要（案）

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

- ・実施主体 都道府県、指定都市
- ・補助率 10/10
- ・具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業

武力攻撃事態等における救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県および指定都市が、管内市区町村が国民保護計画等を作成する上で、参考となる救援に関するマニュアルを作成する。

④ 国民保護救援訓練について

平成17年度においては、国と地方が共同して国民保護訓練（救援部分含む）を実施することとしており、当省においても、救援に係る訓練経費について予算措置をしたところである。実施時期、訓練予定地等の詳細については今後決まり次第内閣官房から連絡する予定である。

⑤ 国民保護救援関連活動資機材整備事業について

日本赤十字社においては、NBC（N：NUCLEAR「核」、B：BIOLOGICAL「生物」、C：CHEMICAL「化学」）災害や放射能汚染事故等が発生した場合に、救援活動を行うため、平成17年度より5カ年で、本社・支部において、救護班に除染機能付きエアテントや防護服等を整備することとしているのでご承知おき願いたい。

（参考）国民保護救援関連活動資機材整備事業の概要（案）

○除染機能付きエアテント

NBC災害時に被災地域から搬送されてきた被災者の体から、汚染された衣服を脱がし、身体等に付着した有害物資を取り除く（除染）ための資機材。

○防護服

救護員本人が直接汚染された空気に触れることで感染する一次感染、救護する際に有害物資に汚染された被災者から感染する二次感染を防止するためのもの。

○自動体外式除細動器

NBC災害等の混乱時により、心肺停止等の危険に陥った住民に微電流によるショックを与えることで、救命措置を行う機器。